40. 11. 1

区のお知らせ

足立区
企画室
TEL.(888)2151
No. 162

人口調べ
（昭和40年10月1日現在）

世帯	139,783
男	261,342
女	246,444
計	507,786

（前月より482人増加）

◇11月のこよみ
□3日・文化の日　表彰式
□8日～14日　ネズミ退治週間
□11日　世界平和記念日
□9日～13日　産業展
□15日　七・五・三
□23日　勤労感謝の日
□26日～12月2日　火災予防運動

家庭のしつけがたいせつ
青少年対策モニター集計

区教育委員会では、青少年の健全育成について、広く区民の意見をきき、区の行政に反映させようとモニターからの意見をまとめていましたが、このほどその集計をおわりました。

このモニターは、一般区民のなかから無差別抽出の方法によって1千500人を選び、5項目の質問とそれらに対する具体的な意見を求めたもので、回答率は約20%、285件。その内容は次のような順位となっています。

① 家庭におけるしつけがたいせつ…121件、42%で、とくに「子どもに直接影響をあたえる家庭が、円満で、親と子がなんでも話し合い、親が自信と愛情をもってある程度きびしくしつける」という意見が多い。

② 国や都・区などの行政機関がもっと積極的に…が64件、22%あり、「青少年が自由に使える体育館・青年館・図書館・公園など、公共施設の増設とテレビ・週刊紙・映画などマスコミの改善と取り締りの強化」を訴えています。

③ まず、おとなが模範を…が48件、17%で「青少年の犯罪には親にも責任がある」「子どもといっしょにいろいろな問題を考えてあげる」「他人の子どもも自分の子のように」という意見も多い。

このほか④学校で十分な教育を…が33件12%、⑤地域の人たちが協力して…19件、7%で、これらのなかには「道徳教育や修身教育を復活させてほしいが、戦前のようなものではなく」という意見や「各町会に〝少年を守る会〟の設置を」という意見もありました。

なお、調査項目以外に、とくにご意見をお寄せになった青少年対策モニターのなかから、井上良子さんのご意見を広く社会に訴えるものとして掲載させていただくことにしました。

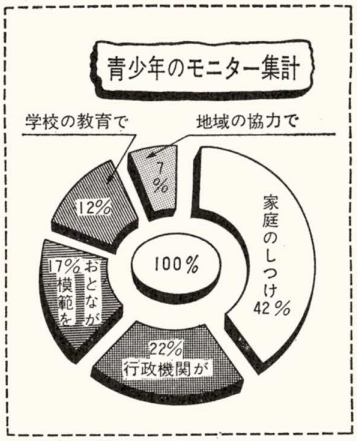

青少年の健全な育成について

中川四丁目六番三号
井上良子（42才）

私も、高校生と中学生の二人の子供を持つ母親です。最近のこの年代の傾向を自分の子どもの日常や学校関係、またマスコミを通じて、いろいろと考えさせられますが、時代は経過したとはいっても、私どもの青少年時代にくらべて相当変っていますのに驚かされます。たしかに昔にくらべて現代のこどもは、しっかりした信念を持っていますし進歩的でもありますが、一面恐るべき事件が次々と新聞紙上にあらわれてくるのには寒気さえ覚えます。善と悪についての観念がうすいのでしょうか。

道徳教育については、前からだいぶうんぬんされていますが、私はやはり家庭におけるしつけも、大事だと思う反面、学校でもこの時間を設けて小さい時から教育していただきたいと思います。修身というような復古調でなく、新時代にふさわしい新しいモラルを教育してほしいと思うのです。それから、テレビ・映画・雑誌のマスコミ関係にぜひぜひお願いしたいのです。いくら報道の自由とはいえ、あくどい記事のはんらんには、どこの親たちも閉口しているのではないでしょうか。安心して家に放っておける雑誌、週刊紙はありませんし、映画はスチールだけを見ても、目をおおいたいくらいです。映倫からはさみを入れられたといっても、まだまだはさみを入れて欲しいと思うのは私ばかりではないでしょう。18才未満お断りの映画館に入れないものはなおさらみたいという心理でしょうが、私ども女学生時代には親が同伴でなくては映画館に入れず、校外補導員がエンマ帳を持って目を光らせていたのを思い出し、その頃の映画など、いまのそれにくらべたら、たわいもないものでしたから、いまから考えると不思議なようですが、それでもそういうものと思ってましたし、卒業して社会へ出れば自由に見られるものと思うだけで、きびしかったこともいまとなってはいい思い出です。テレビにおいてもまたしかり。どこの家庭でも茶の間で家中で見ているというのに親子が平然とみられるようなばかりでしょうか。こういう攻勢の中でその目をさえぎろうということは不可能ですし、またそういう神経質なのがいけないのでは放っておいた方がいいのだとときます。理性のあるこどもは、こういう過程の中で自然な成長をとげるでしょうが、そういう青少年ばかりとは限りません。エログロをマスコミからしめだしてほしいものです。また家庭における母親も、わが子の日常には常に目を放さず、何でも話し合える親子の関係をつくり環境に気をくばって明るい家庭を心がけて青少年の健やかな成長を願いたいものです。

納税は期日までに
住みよい町づくりのためにも

税金は道路をなおしたり、学校を建てたり、また社会福祉事業などの財源となってみなさんの生活をまもり住みよい町づくり、暮らしづくりに役だっています。これらの事業を積極的にすすめて行くためには税金の確保に努めることがたいせつになってくるわけです。

そこで、税金を滞納しているかたに対しては、やむをえず次のような差押えなどを行なっています。

1. 動産（家具、電気器具、営業用什器、機械、商品など）電話加入権、自動車などの財産の差押えをしています。差押えをしても納めない場合は、差押え財産を売却します。

2. 俸給生活者の場合は、勤務先へ給料差押通知書を送付し給料から差し引きます。差押え財産の売却、給料差押えなどによって思わぬ損害がかからないように、滞納しているかたは、いますぐ納めてください。

納期限をすぎた場合の税金は、金融機関では取り扱いませんので、緑町仮庁舎の納税係、第二庁舎（もとの梅島支所）の納税係、または区役所の出張所にお納めください。

11月3日に表彰式
徳行者や功労者など

区では、徳行者や地方自治に貢献したかた、教育・福祉事業などに功労のあったかたがの事績をたたえて、毎年11月3日文化の日に表彰式を行なっています。ことしも、千二小で午前10時から功労のあったかたたち76名の表彰を行ないます。

都税の戸別集金はしません

都税を取り扱っている足立税務事務所では、都税の戸別集金はしないことになりました。その理由として

①戸別集金は多くの人手や費用がかかり、そのため、せっかく納められた税金も、都民のために使われる部分がそれだけ少なくなります。

②滞納者のためにだけ戸別集金をすることは、期日までに納めたかたに対し、不公平となります。

③戸別集金に人手や費用がかさむことは、結局めぐりめぐって納税者の負担となり、重い税金を払うことと同じことになります。

以上のようなわけで、税の戸別集金はしないことになっていますが、滞納税金に対する処分などについては、区と同様の取扱いをすることになっています。

しかし、こうした強制処分は、できるだけ避けるようにしたいものです。

滞納されているかたについては、いろいろ事情もあるかと思いますが、納税が困難な場合は税務事務所までおいでになれば係員がご相談に応じています。

都税の納期
◎11月……個人事業税第3期分
◎12月は……固定資産税
都市計画税　第3期分

納税者の声を聞く旬間

11月1日～11月10日は**納税者の声を聞く旬間**です。

足立税務署では、この期間中、次のような催しを行ないますので区民の皆さんが多数参加、応募されるようのぞんでいます。

一、東京国税局長または税務署長への手紙の募集　二、税のアンケート　三、税の相談　四、租税教室　五、租税に関する高校生の作文募集　六、納税者の声を聞く会

なお応募規定などの詳細については税務署へお問い合わせください。☎六二四一

国税の納期
11月……所得税第2期分

竹の塚保育園が開園

竹の塚保育園（住宅公団竹の塚第一団地内）がこのほど完成し、12月1日から開園する予定です。この保育園の規模は、鉄筋コンクリート平家建て、敷地面積1千650㎡、定員120名となっています。

入園の申込みは福祉事務所（足立区千住竜田町一〇、電話☎三一四一）へ期間…11月1日～13日まで毎日の生活の中で、おこまりのこと、ご不便を感じていることがありましたら、次のとおり各種の相談を行なっていますから、ご利用ください。

▽**一般相談**（経理・経営・税務・保護・家事）旭町仮庁舎で毎日午前8時30分～午後5時まで、土曜は半日、日曜は休み。

▽**法律相談**　毎月第3水曜は第二庁舎（旧梅島支所）第3木曜は産業振興館・午後1時～4時まで

▽**行政相談**　毎月第2木曜・産業振興館で午後1時～4時まで。とくに国でやっている仕事で、恩給・遺族年金・登記・陸運・郵政・国鉄・電信・電話などに関しておこまりのときご利用ください。担当者は山崎忠蔵氏☎四九三五と鈴木文治郎氏☎三一〇五

▽**結婚相談**　旭町仮庁舎と生活館で毎日午前8時30分～午後5時まで、土曜は半日、日曜は休み。

なお申し込みの際は次のものを本人が直接持参してください。戸籍謄本・住民票謄本・写真＝手札型以上（3カ月以内のもの）、最終学歴証明書（高校卒以上のかたのみ）・職業証明書・収入証明書・認印・連絡用はがき10枚。

区民相談のご案内

保母さん募集

区では、保育園の保母さんを募集しています。保母の資格があり、保母さんになりたいかたは、次のところにお問い合わせください。

千住一丁目仮庁舎内、厚生部管理課
直通電話☎五九四八

区議会だより

正・副議長改選や補正予算などを審議

第3回区議会定例会

第3回区議会定例会は、区立千二小体育館で9月28日から10月7日までの会期で開かれていましたが、7日間延長され、10月14日に閉会しました。この定例会では、1億円余の一般会計補正予算第4号ほか11議案の審議と、正・副議長改選、監査委員・教育委員の選任同意などが行なわれました。おもなものは次のとおりです。

正・副議長の改選

清水勝政議長・鈴木仲二副議長の辞任によって、新議長に**冨沢孝之**区議、新副議長に**笹原丑蔵**区議が選ばれました。

冨沢孝之議長

笹原丑蔵副議長

一般会計補正予算第四号

今回の補正で1億672万2千円を追加することが可決され予算総額は68億6千435万2千円になりました。

なお補正予算のおもな歳出は次のとおりです。

▽区役所の第8・13出張所の建設と土地の買収費用2千425万円　▽**花畑地区に保育園**を建設する費用2千930万円（この保育園は41年の夏ごろ完成の予定）　▽道路の整備費2千190万円（千住大川町―千住宮元町地内、小右衛門町―千住弥生町地内、千住緑町地内4か所）　▽各排水場の電話架設費や事故防止のための防護さくの取付費206万円。

住居表示の実施

住居表示により、東武線の北側で日光街道、環状7号線予定地域、綾瀬川などに囲まれた地域を、**中央本町一～五丁目、西綾瀬一～四丁目、弘道一～二丁目、青井一～六丁目**とする（41年1月1日から実施の予定）。また、小台町宮城町を**小台一～二丁目、宮城一～二丁目**とする（41年4月1日から実施の予定）。

区役所の庁舎新築工事請負契約

区役所の新庁舎を建設する業者との契約締結で、契約金は7億150万円、工期は42年2月まで。

監査委員・教育委員の選任同意

①知識経験者選出監査委員鈴木銀蔵氏の後任に、赤羽修司氏（61才・島根町二一六　会社社長）を選任することに同意した。

②議員選出監査委員田辺正吾区議・永島安三区議の後任に**小川三郎**区議と**倉持伝次**区議を選任することに同意した。

③教育委員青木房吉氏の後任に**田利男**氏（45才・綾瀬一―一〇―四・会社役員）を選任することに同意した。

第15回区産業展と優秀発明展

区内の産業や製品を、国内はもとより広く海外へも紹介し、販路を拡張しようという足立区産業展と優秀発明展を11月9日から13日まで、千代田区大手町の都立産業会館で開きます。

入場は無料で、どなたも自由にご覧になれます。また会期中、会場で都商工会議所・中小企業相談所の所員が毎日企業経営などいろいろな問題の相談に応じます。

就任のごあいさつ

足立区議会議長　冨沢孝之

このたび区議会議長に就任いたしましたことは、身にあまる光栄と存じております。

ご承知のように当区の発展は実に目覚ましいものがあります。とくに本年は都から多くの事務事業の移譲があり、区の事務機構も改正され、さらに去る10月15日には新庁舎建設の起工式が行なわれました。しかしながら、日光街道拡幅問題をはじめ、都市化に伴う交通渋滞、公害の発生、災害対策など重要問題が山積しており、このようなときにこそ足立区政の進展と住民福祉の増進をはからなければならないと存じ、力を尽くして職務の遂行に努力してゆく覚悟であります。

また最近、地方議会に対する各方面からの批判がとりざたされているとき、区民各位のお力添えをもって住民に密着した区政の進展を念願といたしております。

私に与えられた責任の重大さを強く認識し、議員各位と区議会の運営に最善を尽くし、執行機関と協力して皆様のご期待にこたえたいと思いますので、区議会に対しまして、今後とも深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

生活館の結婚式場を

9月1日に開館した生活館には結婚式場があり、厳粛で品位のある式をあげることができます。

式場の利用予約は、挙式の6か月前から受け付けていますので、ご希望のかたはお早めに申し込みください。

また、身近な生活につながる各種の相談に応じているほか、講習会室や老人娯楽室などの施設も提供しています。

足立区生活館　東綾瀬一―五―一七　電話㈹五一九六

国電綾瀬駅から徒歩15分

（写真は、生活館の結婚式第一号で岡崎区長からお祝いの品を受ける富田信義さんと大竹光子さん）

建築にはまず届出を

……建築許可と指導

家屋などの新築・増築・改築・移築・または大規模な修繕をされるかたは、必らず建築課へ建築（確認）申請書を出し、建築許可（確認通知）書を受けとってから工事を始めてください。

建築課には、申請書などを受ける事務係や建築相談・指導・審査・検査をする指導係、私道の指定、違反建築の指導を行なう監察係の三つの係があり、建築の相談を受けていますので気軽に旭町仮庁舎へおいでください。

建築物が敷地との割合をこえるものとか、道路へ突き出ているもの、構造がまちがっており、また使用用途がその場所に合わないなど規定からはずれて建築されることがあります。

このようなことで苦情や陳情などが多くなりましたので、これにこたえようと、このほど写真のような建築監察車を配備し、違反建築物の早期発見と指導を行なっています。どうかみなさんのご協力をお願いします。

□生活保護のあらまし

わたくしたちは、生活保護法によって文化的で最低の生活ができるよう国から保障されています。この生活保護や福祉行政の多くの事務は、国から都に委任され、また、ことしの4月に都から区に移されました。しかし、保護の基準や手続き、その他福祉行政のしくみや内容などはあまり知られていないようです。そこで今月号から来年の2月号まで福祉事務所の窓口を中心に、区で行なっている福祉のしごとについて掲載することにしました。

福祉事務所とは…

生活費や病気をなおす費用にこまっているかたたち、またはこども・老人・身体障害者・精神薄弱者・母子家庭などでいろいろな問題をかかえているとき、その相談相手となり、必要な援助をする窓口となるところです。

生活保護とは…

わたくしたちの生活は、安らかな日々が続くことを望んでいます。しかし、長い間には、病気、けが、失業、しごとのこまった程度に応じて必要な保護を行ない、生活にこまることがあります。

最低生活を保障するのが生活保護の制度です。

保護を受けるには、福祉事務所か、近くの民生委員に相談してください。民生委員は児童委員もかねており、社会福祉事業の奉仕者として、おこまりのかたの相談相手となって活躍されています。

保護のきめかた

生活保護は、保護の基準とその世帯の収入によってきめられます。保護の基準額は、年令と性別によってきめられており、この個人別の基準額を合計してその世帯の保護基準額を算定します。

収入については勤労控除という制度があり、働いた日数と仕事の種類で収入から一定の金額を控除し、そのあとの金額を収入として認定します。

この世帯の保護基準額から収入認定額を差し引いた残りの金額が、扶助金額となります。

世帯の保護基準額（収入認定額）＝扶助金額

以下次号

福祉のてびき(1)

新しい選挙人名簿をぜひご覧ください

新しい基本選挙人名簿をつくりました。資格があってもこの名簿に登録されていないと投票できませんので、ぜひ一度お確かめください。

期間…11月5日～19日、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日も受け付けています）

場所…旭町仮庁舎内選挙管理委員会（千住旭町五八・代表電話㈹二一六一）

◎区出張所でも平日執務時間中に限りご覧になれます。

特別給付金国債を10万円で買い上げ

戦没者等の妻に交付されている、特別給付金国庫債券に対して、8月16日から買い上げ票できませんので、ぜひ一度お確かめください。買い上げ価格は10万円で対象は、生活保護をうけているかた、または生活保護は受けていないが著しく生活にこまっているかたとなっています。

お問い合わせは、福祉事務所へ。

引揚者に年末融資

引揚者国庫債券をお持ちのかたで、生計・生業などのため資金を必要とされるかたに次により融資を行ないます。

受付期間…11月1日～20日

貸付金額…国債の額面によって一人1千500円～6千円。

世帯の最高融資額は5万円

受付場所…千住一丁目仮庁舎内　厚生部福祉課援護係、代表電話㈹三一五一

ネズミ退治週間

秋はネズミの繁殖期です。ことしはとくにその数が多く各家庭に被害がでています。

ネズミの効果的な駆除方法は一軒一軒行なうより、地区いっせいに行なう方が効果的です。町会連合会では、11月8日～14日までいっせいネズミ退治週間として、徹底的なネズミ退治を実施します。

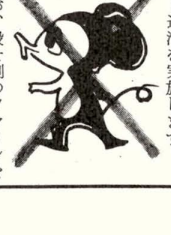

なお、殺そ剤のクマリンを町会であっせんしていますから、11月7日までに町会へ申し込んでください。

電話の移動相談所開設

―電電公社―

電電公社では、電報・電話の移動相談所を次により開きます。

▽11月16日・12月21日…区第9出張所　▽11月17日・12月22日…区第19出張所、時間はいづれも午前10時から午後3時ごろまで。